

石井・石橋基金 慶應義塾教育研究発展事業
平成 31(2019)年度 慶應義塾大学グローバルフェローシップ（私費留学助成）の
公募について

慶應義塾教育研究発展事業
運営委員会

慶應義塾教育研究発展事業の一環として、本塾の大学学部または大学院において留学を通じて研究者を志す者、あるいは実業界における高度職業人を志す者、等に対する助成を行うこととしました。義塾が進めるスーパーグローバル事業の核となる重点領域（長寿、安全、創造）を念頭におきつつ、広く国内外の重要課題の解決に向けて積極的にチャレンジする者を主な対象とします。

1. 助成対象者（応募資格）

以下の条件をすべて満たす者。

- ① 本事業の申請時に、本塾の大学学部または大学院に在籍する者。（外国人留学生および特別学生は除く。）
- ② 2019 年度内に海外の大学院における学位取得のための私費留学を開始する者。（義塾の交換協定に基づく留学は除く。）*1
- ③ 指導教員（またはそれに準ずる教員）から推薦を受けた者。
- ④ 人物および学業成績が優秀で、心身ともに健康である者。

*1 申請書に記載された留学先について、2019 年 5 月 1 日までに入学許可が証明できる者が対象となります。

2. 募集人数

3 名程度

3. 審査方針

平成 31（2019）年度事業は以下の方針で審査を行います。

- ・申請フォーマット（以下、申請書類とする）に基づき、塾長室に設置する審査委員会が第 1 次審査を行います。第 1 次審査に合格した者に対して面接による第 2 次審査を実施します。
- ・留学先は、Times Higher Education (THE)、Quacquarelli Symonds (QS) などの世界大学ランキングにおいて上位に位置するような国際的に定評のある機関が望ましく、留学目的、学修・研究計画等を審査します。
- ・2019 年 5 月 1 日までに、申請書に記載された留学先からの入学許可が証明できる者が対象となります。

4. 助成期間

単年度（留学開始月より 1 年間）の助成を原則とします。ただし、特別の事由がある場合は 1 回に限り、次年度の助成継続申請を認めることがあります（「13. 次年度助成継続申請」参照）。

5. 助成金額

留学期間中の学費、生活費等として、1 人あたり年間最大 500 万円を支給します。

6. 申請書類の作成について

・申請書類の作成について

- (1) 以下 URL よりダウンロードした、または指導教員より送付された所定の申請書（申請書類①）の「(5) 推薦状」以外の部分を作成する。

<https://keio.box.com/v/GlobalFellowship>

- (2) 申請書類②～⑤を準備する。申請書類⑤を提出する場合は、留学受入先指導教員へ推薦状の作成を依頼する。（詳細については以下*4 を参照のこと。）
- (3) すべての申請書類が揃っていることを確認し、推薦を受ける指導教員に提出する。
（申請書類①は、紙と電子媒体の両方を提出すること）

・申請書類

申請書類	提出対象	提出媒体
① 所定の申請書*2 (指導教員の推薦状を含む)	全員必須	紙 および 電子媒体 (MS-Word ファイル形式)
② 成績関係書類 (大学学部および大学院の学業成績証明書または学業成績表のコピー)	全員必須	紙 もしくは 電子媒体
③ 留学先の授業料に関する参考資料	全員必須	紙 もしくは 電子媒体
④ 留学先の受入を証明する書類のコピー*3	全員必須	紙 もしくは 電子媒体
⑤ 留学受入先の指導教員の推薦状 (指導教員の署名を含む) *4	任意	電子媒体 (PDF 形式, 書式は自由)

*2 「① 所定の申請書」は日本語による記載が必要です。

*3 「④留学先の受入を証明する書類のコピー」を申請時に提出できない場合は、2019年5月1日までに学生本人から本事務局宛に提出してください。

*4 「⑤ 留学受入先の指導教員の推薦状」を提出する場合は、学生本人から留学受入先の指導教員に推薦状の作成を依頼し、留学受入先の指導教員から直接本事務局宛にメール添付にて、申請期間内に提出していただくください。なお、推薦状には必ず留学受入先の指導教員（推薦状作成者）の署名が必要です。

7. 申請期間

2018年10月1日(月)～2018年11月30日(金) 17:00 (締切)

8. 申請先（事務局） ※指導教員から事務局に申請してください。

塾長室企画担当宛て（塾監局3階 塾長室内）

メールアドレス：kikaku-prj@adst.keio.ac.jp

9. 審査・採択の流れ

事項	日程
申請期間	2018年10月1日(月)～ 2018年11月30日(金)
第1次審査結果通知	2018年12月中旬
第2次審査（面接）	2018年12月中旬～下旬
第2次審査結果通知	2018年12月下旬
留学先の決定（受入を証明する書類の提出）	2019年5月1日（水）まで
最終審査結果通知	2019年5月中旬

10. 結果の通知

審査結果は指導教員および申請者本人宛てに、メールにて通知されます。

11. 採択者への助成金振込み

助成金の振込み時期および受給手続き方法については、採択後に調整することとなります。

12. 活動報告と義塾の広報活動への協力義務

本事業に採択された者は、留学先における学修・研究活動等を定期的に義塾に報告し、また、義塾の研究教育活動の一環として広報活動にご協力いただくことが条件となります。

また、本事業に採択された者は、「Keio University Global Fellow 2019」の称号が付与されます。

13. 次年度助成継続申請

本事業は単年度（留学開始月より1年間）の助成を原則とします。ただし、特別の事由がある場合は1回に限り、次年度の助成継続申請を認めることがあります。本事業に採択された者が、次年度の助成継続を申請する場合は、以下の書類を助成期間が終了する2ヶ月前までに、本事務局宛に提出してください。

- ① 留学先の指導教員、およびそれに準ずる教員が作成した評価書
- ② 本人が作成した学修・研究状況に関する報告書
- ③ 本人が作成した助成継続申請理由書

提出書類に基づき、本事業審査委員会が助成継続の可否を審査いたします。

14. 帰国後に提出する書類

留学を終えて帰国後1ヶ月以内に、以下の書類を本事務局宛に提出してください。

- ① パスポートの写し（本人氏名・自署の箇所、出国日・入国日がわかる箇所）
- ② 留学先の大学で発行する学位取得を証明するもの。

15. その他

- ・当事業の申請において提出いただいた各種書類・証明書等は返却いたしません。
- ・申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事務局までご連絡ください。
- ・次の場合には、支給された金額の全額または一部の返還を求めることがあります。
 - ① 助成金を交付してから留学を開始するまでの間に留学を取りやめた場合。
 - ② 留学を途中で中止した場合。ただし、安全面および本人の健康面により中止せざるを得なかった場合は考慮します。
 - ③ 留学先で学位を取得できなかった場合（学位取得に相当する成果を得られたと認められる場合はこの限りではありません）。
 - ④ 学内諸規則に違反し、または学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者と教育研究発展事業運営委員会により認められた場合。
- ・本事業は、他の奨学金や助成金の申請を妨げるものではありません。ただし併用については、他の制度の定める基準に準じます。
- ・本事業は経常的事業とは異なり、毎年度見直しを行います。

16. 問い合わせ先

塾長室企画担当 kikaku-prj@adst.keio.ac.jp

※ 問い合わせはメールにて受け付けております。

以上